

# 地域開放事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月

大田区

## 地域開放事業業務委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 件名

地域開放事業業務委託

### 2 事業目的

区立小学校（59校）及び中学校（28校）の学校施設の活用に係る事業（地域開放事業）について、各利用団体等との使用時間及び場所等の各種調整を行っている学校の負担軽減と使用に係る手続き等における利用者の利便性向上を目的とする。

令和7年度は中学校2校をモデル校として実施してきた。令和8年度は、モデル校を除く区立中学校26校において業務委託を行う。

### 3 業務内容等

別紙仕様書（案）のとおり

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

初年度を含め3年を限度として、次年度以降契約更新の可能性あり。ただし、当該年度予算の議決、前年度までの履行状況及び同規模での本業務継続決定等の条件により、契約更新を保証するものではない。

### 5 事業費限度額

41,226,130円（税込）

※この要領に定める事業は、令和8年度予算（案）について議会の議決を得られることを条件として、区と事業者との間で業務委託契約の調整を実施するものである。

### 6 スケジュール（予定）

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 応募書類提出期限  | 令和8年4月10日 17時まで       |
| (2) 質問期限      | 令和8年3月19日（3月26日頃回答予定） |
| (3) 第一次審査結果通知 | 令和8年4月中旬              |
| (4) 第二次審査     | 令和8年4月下旬              |
| (5) 第二次審査結果通知 | 令和8年5月上旬              |

※スケジュールは予定のため、変更となる場合がある。

### 7 プロポーザル参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する事業者を対象とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

- (2) このプロポーザル方式実施の告示の日から契約締結の日までのいずれの日においても、大田区競争入札参加資格者指名停止措置要綱の規定に基づく指名停止等期間中でないこと
- (3) 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、所得税、個人事業税、特別区民税等を滞納していないこと
- (4) 経営不振状態（民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされたとき、会社更生法に基づき更生手続を行ったとき。）でないこと
- (5) 次のいずれかの法人であること
- ア 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
  - イ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人
  - ウ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人
  - エ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号又は第 4 号に規定する法人
  - オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定する法人
  - カ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費者生活協同組合及び消費者生活協同組合連合会
  - キ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する会社
  - ク 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 4 号に規定する企業組合
- (6) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと
- ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
  - イ 暴力団員を雇用している場合
  - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
  - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 8 提出書類について

### (1) 提出書類一覧表

提出書類	表題	提出部数	備考
様式 1	参加申込書	1 部	
様式 2	会社概要・事業実績	正本 1 部 副本 9 部	

様式 3	業務方針	正本 1 部 副本 9 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、3 ページ以内で作成すること。
様式 4	企画提案書 1 実施体制 2 取組み 3 課題解決	正本 1 部 副本 9 部	文字の大きさは 10 ポイント以上とし、左記の 1 から 3 について合計 10 ページ以内で作成すること。
様式 5	見積書	1 部	
様式 6	質問書	1 部	
様式 7	辞退届	1 部	

- (2) 提出書類はステープラー（ホッチキス）止めにしない。
- (3) 提出後の書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提案した企画は、大田区に帰属し、本事業の目的以外には使用しないこと。
- (5) 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- (6) 企画内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている意匠、デザイン、設計、施行方法、管理方法を使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負うものとする。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 提出書類の中で、次の条件のいずれか一つでも該当する場合は、原則として提出された書類全体を無効とし、審査の対象としない。
- ア 書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
  - イ 虚偽の内容が記載されているもの
  - ウ その他、本実施要領において規定した条件を満たしていないもの
- (9) 様式 2～5 は会社独自の体裁で作成可。ただし、様式番号・様式名・記載事項等がわかるようにすること。
- (10) 様式 2～4 の副本には、会社名、代表者名、会社ロゴ等の表示及び応募者が特定できる表現はしないこと。
- (11) 本プロポーザル申込後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 7）を提出すること。

## 9 応募手続きの流れ

応募に当たっては、「参加申込書（様式 1）」の提出を最初にお願いします。

(1) 募集要領の公表

大田区のホームページにより公表します。

(URL : <http://www.city.ota.tokyo.jp>)

掲載日 令和8年3月11日(水)

募集要領の内容が変更になった場合は、速やかに更新版を区のホームページに掲載します。この場合、応募者への個別のお知らせはしませんのでご了承願います。

(2) 参加申込書の提出先及び問合せ先

※庁舎移転のため令和8年3月31日までと4月1日以降で提出先が異なります。

【令和8年3月11日から3月31日まで】

大田区教育総務部教育総務課教育地域力推進担当

〒144-8623 東京都大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階

電話 03-5744-1445

【令和8年4月1日から4月10日まで】

大田区教育総務部教育総務課教育地域力推進担当

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号 大田区役所本庁舎6階

電話 03-5744-1445

(3) 募集要領に関する質問受付

募集要領等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年3月11日(水)から令和8年3月19日(木)まで

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法

「質問票(様式6)」に必要事項を記入の上、上記(2)問合せ先まで電子メール(アドレス [syakyou@city.ota.tokyo.jp](mailto:syakyou@city.ota.tokyo.jp))にて送付してください。

質問に対する回答は、3月26日(木)に、区のホームページで一括して回答します。個別の回答はいたしません。

エ 注意事項

今回の募集と直接関係がないと判断した質問については、回答しません。

(4) 提案書類等の提出

ア 提出期間

令和8年3月11日(水)から令和8年4月10日(金)まで

(土・日曜日・祝日を除く。)

イ 提出時間

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

ウ 提出方法

(2)の提出先まで直接ご持参をお願いいたします。

10 選定方法及び契約手続き

(1) 公募型プロポーザル方式による第一次審査(書類選考)及び第二次審査(プレゼンテ

- ーション審査)を行い、地域開放事業業務委託事業者選定委員会が候補者を選定する。
- (2) 第一次審査は、提出書類により応募内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は、第一次審査を通過した者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、総合点の最も高い者及び次点の者の2者を選定する。
- (4) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する(令和8年5月上旬発送予定)。

なお、選定結果内容についての質問は一切受け付けない。

- (5) 選定委員会が候補者として選定した事業者と業務詳細(仕様内容等)について協議を行い、業務の発注が整った段階で、契約手続きを開始する。

なお、契約予定事業者が何らかの理由により契約を行えなかった場合、次点の事業者を契約予定事業者とする。

- (6) 選定結果は、本業務について大田区契約担当課に推薦する候補者を選定するものであり、契約決定は契約担当課において行う。

## 11 評価内容

提出書類の全てを対象として、次の評価項目により評価します。

評価項目	
業務実績	本業務遂行に必要な知識及び経験の有無
業務方針	本業務に対する方針及び理念
企画提案内容	本業務の実施体制
	本業務の取組方法及び内容
	本業務の課題解決に対する考え方
見積提案価格	適正運営価格の算出

## 12 選定結果の通知・及び公表

- (1) 選定委員会において、第一次、第二次審査を経て企画内容を総合的に判断し、本業務に最も適した候補者を1社選定する。
- (2) 選定結果は、参加事業者に対し書面にて通知し、大田区ホームページで公表する。

## 13 その他

- (1) プロポーザルに係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出した企画提案書を発注者の了解なく、公表、使用してはならない。
- (3) 企画提案書等に記載した実施体制・担当者は、特別の理由があると大田区が認める場

合を除き変更できない。

- (4) 企画概要について必要に応じて公表することがある。
- (5) 企画提案書作成のために発注者から受領した資料は、発注者の許可なく公表、使用してはならない。
- (6) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、すべて大田区に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、参加者が負う。